

【別紙2】納入・保守に関する仕様

主な業務	業務内容	業務内容詳細	
撤去	1. 撤去等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の端末について、設置場所から撤去した後は発注者の指定する場所に集積し、受注者の責任においてデータの削除を行うこと。 ・データ消去後はデータ消去証明書等を提出すること。なお、消去できない場合はハードディスク等を物理的に破壊すること。 ・データ消去を行ったパソコン等は廃棄を行うこと。 	
	納入	2. 機器調達	<ul style="list-style-type: none"> ・納入期限までに機器の設置・設定が完了するよう機器を調達すること。 ・物件は新品未使用のものであること。中古又は中古部品を使用したものは一切認めない。 ・物件を調達する際、モデルチェンジ等により当初予定の機器と異なる機器とならざるを得ない場合は、発注者と事前協議を行うこと。 ・納入にあたり、各種の届出等が必要な場合は、受注者の責任において納入前に完了しておくこと。ただし、やむを得ない場合は、事前に発注者に申し出て指示に従うこと。
		3. 端末設定	<ul style="list-style-type: none"> ・設定作業に伴い、必要となる動作検証を行うこと。これらの作業等の実施にあたっては、現行環境の分析及び設定状況の確認を行い、事前に甲府市教育委員会に設定や動作検証内容を提供し、協議して決定すること。
4. 機器設置及び正常動作の確認		<ul style="list-style-type: none"> ・機器の搬入・設置作業は事前に甲府市教育委員会とスケジュール等を協議しその内容に従って実施すること。 ・設置後の機器等の動作確認、総合調整を行った上で設置すること。 ・機器の搬入・設置・調整等作業にあたっては、事故等が発生することがないように細心の注意を払って作業し、梱包材等は納入事業者の責任において持ち帰り、処分等すること。 ・夜間・土曜日・日曜日・祝日の設置作業にも対応可能であること。 	
5. 正常動作状態の維持		<ul style="list-style-type: none"> ・導入日より最低12か月のメーカー補償を有し、通常の利用状態において発生した不具合等については、受注者の責任と負担で対応すること。 ・対応完了とされた不具合等が導入日より12か月が経過した後、再発した場合には、導入日から12か月と同様に、受注者の責任と負担で復旧措置等の対応を図ること。 	
保守	5. 1. 学校等からの連絡対応	<ul style="list-style-type: none"> ・納入時及び納入後の障害対応や運用・保守の問い合わせ等に対応できるようにすること。 	
		5. 2. 連絡の内容に応じた設置場所への訪問対応	<ul style="list-style-type: none"> ・障害発生時の連絡60分以内に設置場所における対応作業を開始すること。
	5. 2. 1. 単発故障の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・障害対応にあたっては、甲府市教育委員会、ネットワーク保守業者等関係者と密に連絡をとり協力して対応すること。 ・納入後に正常に動作しなかった場合（性能不足等により業務影響が生じる場合を含む。）は、無償で修繕、機器の交換等を行い、必要とされる作業を実施すること。また、対応が困難なものであってもメーカーと協力し正常動作を維持すること。 ・導入日より12か月の間に設定誤り、設定漏れ等の過失が判明した場合は、受注者の責任において復旧作業等を無償で行うこと。 ・再セットアップディスクを用いて設定し、ネットワーク設定及びデータ移行を行うこと。 	
		5. 2. 2. 連続、反復故障の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・連続、反復して障害が生じた場合は、その原因を究明するため対応計画を策定し学校等へ説明すること。 ・正常な使用状態で機器の不具合が発見された場合、復旧・改善対応計画を甲府市教育委員会に提示した上で、受注者の責任と負担で復旧・改善のための措置を実施すること。 ・復旧・改善対応計画により必要な措置を行ったにもかかわらず、不具合が解消されないような場合は機器の交換を行うこと。
			6. 発生した障害に対する復旧
	6. 1. 単発故障への対応（有償）	<ul style="list-style-type: none"> ・導入開始から12か月と同様とする。ただし、5年間の有償保証を含め調達した機器についてはその保証にて対応し、その他の機器の修繕に要した費用は甲府市教育委員会の負担とする。 	
		6. 2. 連続、反復故障の対応（有償）	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧・改善のための処置を実施すること。また、甲府市教育委員会と協力し、原因究明を行うこと。費用の負担については甲府市教育委員会と受注者とが協議して定める。
			6. 3. メーカーからのリコール対応（無償）

なお、受注者とは、納入事業者を指す。